

香芝市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和6年3月5日

香芝市監査委員 近藤 洋  
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：総務部 財務局 税務課（旧：総務部 税務課）>

- 1 監査実施年月日 平成28年 9月28日
- 2 監査結果報告年月日 平成28年11月 1日
- 3 措置状況通知 令和 5年10月19日 香税第85号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
香芝市税条例第73条において「固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びその記載事項については規則で定める。」と規定されているが、定められていない状況である。その必要性等について精査し、規則改正等の措置をされたい。	措置済	香芝市税条例第73条に規定する固定資産の評価に関して必要な資料の様式及び記載事項につき、同条例施行規則で決めました。（令和3年3月30日施行）

- 1 監査実施年月日 令和 3年12月24日
- 2 監査結果報告年月日 令和 4年 1月26日
- 3 措置状況通知 令和 5年10月19日 香税第85号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
固定資産税の減免について、香芝市税条例第71条第1項各号に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認められるものについては、その固定資産税を減免すると規定されている。その規定の中で、第4号にある「その他特別の事由が	措置済	固定資産税の減免にかかる「その他特別の事由」につきましては、固定資産税逐条解説において、「客観的にみて担税力を喪失した者等をいう」とされ、また「公益上の必要があると認められる者」も該当するとされており、 上記に該当することを要件とす

<p>ある固定資産」については、その他特別の事由がどのような場合に該当するかといった基準等は特に設けられていない。</p> <p>その他特別の事由については、様々な場合が想定されるころではあるが、税の減免という極めて重要な判断の根拠となりうることから、その他特別の事由がどのような場合に該当するかについて具体的な基準等を設けるなどして、公正かつ透明性のある事務処理に努められたい。</p>		<p>る取扱いについて市長決裁を経たうえで、内部規定として保存措置いたしました。(令和4年7月6日施行)</p>
--	--	--